地域経済好循環拡大推進会議 配布資料

農泊の推進について

農林水産省農村振興局

■農泊の推進

- 「農泊」は、<u>農山漁村に宿泊</u>し、滞在中に<u>地域資源を活用した食事や体験</u>等を楽しむ「<u>農山漁村滞在型旅行</u>」
- 農泊(宿泊、体験、食事)の**質の向上・量の拡大**、推進**体制の強化、利便性向上**を支援。

文化財

- 農泊地域554地区を創出し、延べ宿泊者数は1.2倍に増加(H29年度: 503万人泊⇒R元年度: 589万人)。
 - ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いR2年度は利用者が大幅に減少(約3割減)。





○体制整備 ・協議会の設立・運営等

「交付率] 定額(2年間上限500万円/年)

ハード対策の支援内容

・プロモーション 等

○古民家、農家民宿、廃校の改修等 「交付率]

1/2等(上限2,500万円等)

農泊推進体制

サイクリング

「飲食業」、「小売業」、 「農林水産業」などを営む 「宿泊業」、 者を構成員とする地域協議会を設立し、農泊のサービスを提供。

何がしたいのか?

農山漁村地域に利益と雇用を生み出して 住みよく持続可能なものとし 食を安定的に供給したい



農山漁村地域

なぜ「農泊」なのか?

① 直売所をつくると… 滞在時間:短→「通過型」



② 宿泊を加えると… 滞在時間:長 → **「滞在型」 < □ 農泊**



地域全体に利益

◆何が必要か?

- ① 宿 泊
- ② 食 事
- ③ 体験・交流 (+買い物)

「魅力あるモノ・コト」の創出

- ※ 訪問者のニーズに基づくモノ・コト
- ●まず地域を知る(自然、歴史、文化、人、技術など)
- ●まず外国人の関心を知る(畳の文化、和室、布団、こたつ、囲炉裏、 生活、水田、森林、自然・文化など)

◆誰がどうやるのか?

地域全体に利益 → 「**地域が一丸」**となってやる

(関係者が参画した地域協議会)

持続可能 → 「**ビジネス」**としてやる

(責任が明確な法人が牽引)

採択地域数 (R2年度末時点累計):全国計 554地域

54地域 近畿 滋賀県 6 兵庫県 11 京都府 13 奈良県 11 大阪府 和歌山県 中国四国 83地域

鳥取県 山口県 島根県 1 4 徳島県 岡山県 14 香川県 広島県 愛媛県 1 6 高知県

九州 81地域			
福岡県	1 3	佐賀県	6
長崎県	1 0	熊本県	2 1
大分県	6	宮崎県	6
鹿児島県	₹19		

北陸 56地域 新潟県 富山県 石川県 福井県

北海道

	東北	81地		
	青森県	1 1	岩手県	1 4
Ϊ	宮城県	2 3		1
-	/		· — — · —	

関東	107	地域	
茨城県	5	栃木県	1 0
群馬県	9	埼玉県	6
千葉県	19	東京都	5
神奈川県	<u> 9</u>	山梨県	9
長野県	19	静岡県	16

37地域 東海

1 5 愛知県

農泊推進対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、 滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

〈事業目標〉

都市と農山漁村の交流人口の増加(1,540万人 [令和7年度まで])

く事業の内容>

1. 農泊推進事業

① 農泊の推進体制構築や観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組 に必要な人材確保等を支援します。

【事業期間:2年間、交付率:定額(上限500万円/年等)】

② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。

【事業期間:上限2年間、交付率:1/2等】

2. 施設整備事業

① 農泊を推進するために必要となる**古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援**します。

【事業期間: 2年間、交付率: 1/2(上限2,500万円*)】

(※ 遊休資産の改修:上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修:上限1億円)

② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。(農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能)

【事業期間:1年間、交付率:1/2(上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域)】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間:1年間、交付率:定額】

<事業の流れ>



く事業イメージ>







地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発





古民家を活用した滞在施設





課題に応じた専門家の派遣・指導

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課(03-3502-5946),

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

農泊推進体制

法人化された中核法人*を中心とし て、多様な関係者がプレイヤーとし て地域協議会に参画し、地域が一丸 となって取り組む。

(構成員に農林水産業のいずれかに関 わる者を含むこと)

※ 中核法人の主たる役割は、農林漁業関連、観光 協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

地域協議会

中核法人

宿泊業 飲食業 交通業 市町村) 小売業 農林水産業

情報通信業) (旅行業) (金融業)

市町村・中核法人

廃校を活用した宿泊施設

地域協議会との連携体

農家民宿・民泊

※民泊等の経営者が単独で

事業を申請することは不可

古民家等を活用

した宿泊施設

農家レストラン



農林漁業体験



アクティビティ



ホテル・旅館

地域協議会 の 取 組

支援

市町村

中

·核法

く ソフト対策 >

農泊実施体制等の構築

農泊推進事業

農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光 コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援

ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源 を活用した体験プログラム・食事メニュー開発 等

事業実施期間:2年間 交付率:定額

上限:1年目、2年目 とも500万円/年

人材活用事業

新たな取組に必要となる人材の雇用等に要する経費 を支援

※農泊推進事業と併せて実施すること

事業実施期間:2年間

交付率:定額

上限:1年目、2年目 とも250万円/年

農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

完了後

① インバウンド対応

Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、イン バウンド向け食事メニュー開発 等

② 高付加価値化対応(食・景観) 農泊地域高度

・地元食材を活用した食事メニュー開発

・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発 等

③ ワーケーション対応

Wi-Fi、オフィス環境(机、椅子、アクリル板等)整備、企業 等への情報発信 等

※当該事業による支援は1回限り。 また、①とそれ以外(②,③)の同時実施は不可。

事業実施期間:最大2年間 交付率:①定額等

231/2

上限: ①200万円

②③100万円、150万円

※ ②③の助成額について

「食」「景観」「ワーケー ション」のうち、

一つのみ実施の場合

※以下2つの実施形態のうちいずれか。

⇒上限100万円 (国費)

二つ以上実施の場合

⇒上限150万円(国費)

く ハード対策 >

宿泊施設等の充実

市町村・中核 法人実施型

化促進事業

古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林 漁家レストラン等の整備に要する経費を支援

事業実施期間:原則2年以内 交付率:1/2

上限:原則2,500万円(国費)

農家民泊経営 者等実施型

農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修 に要する経費を支援

※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿 に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の 活用が可能(1経営者あたり最大100万円)

事業実施期間:原則1年以内 交付率:1/2

上限:1,000万円/経営者

(1地域あたり5,000万円)



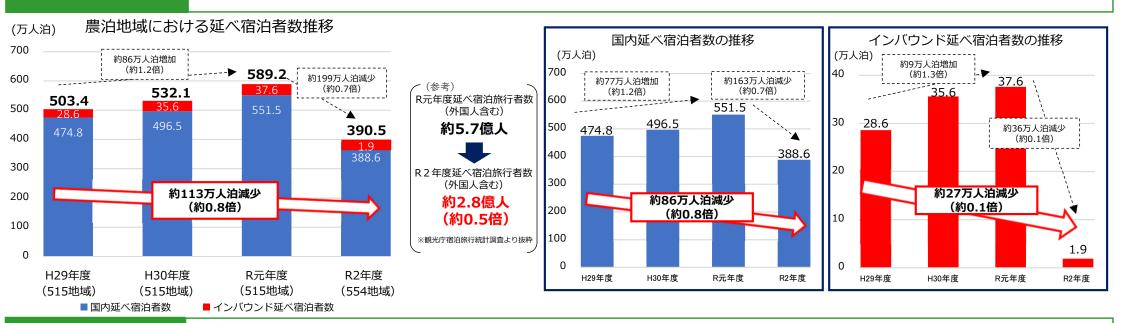
○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた 農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

農泊の取組状況(過年度調査にR2年度実績調査(554地域を対象)を追加)

○ 令和2年度末時点において、全国554の農泊地域を採択し、①利用者がイメージする「農泊」らしい滞在施設・体験プログラム等の増加等、コンテン ツの質の向上・量の拡大、②Wi-Fi設置、キャッシュレス決済の導入など利用者の利便性の向上、③地域一体となった農泊推進体制の構築等に取り組 んでいるところ。

宿泊者数

- ・延べ宿泊者数は、平成29年度の503万人泊から令和2年度には390万人泊に113万人泊減少し約0.8倍に減少。
- ・うち、国内旅行者は86万人泊減少し、約0.8倍に減少。インバウンドは27万人泊減少し、約0.1倍に減少。



宿泊施設

- ・国が支援して整備した古民家は、平成29年度の16軒から令和2年度(累計)には112軒へ約7.0倍に増加。
- ・個人旅行者のニーズにも対応した農家民宿の数は、平成29年度の3,175軒から令和2年度に2,544軒へ約0.8倍に減少。



農泊の取組状況(過年度調査にR2年度実績調査(554地域を対象)を追加)

体験・食事

- ・体験プログラム数は、平成29年度の4,652から令和2年度の7,722へと3,070増加し約1.7倍に増加。
- ・また、食事メニュー数は、平成29年度の5,623から令和2年度の13,109へと7,486増加し約2.3倍の増加。



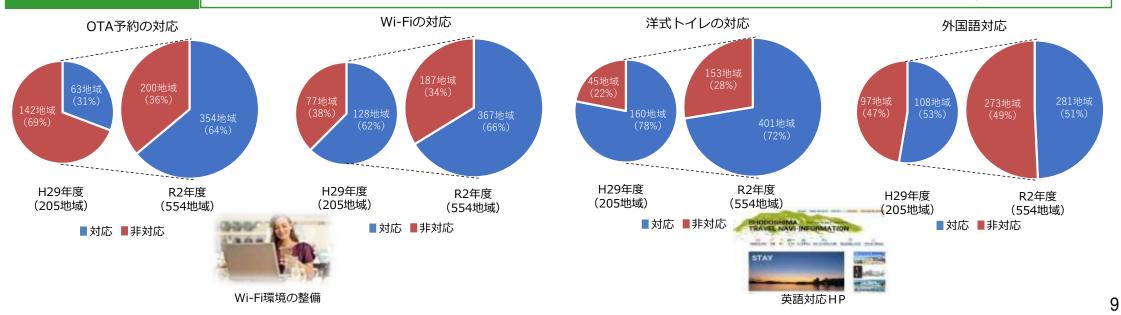
(プログラム数) (プログラム数) (の00 6,000 4,000 4,000 0 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 (515地域) (554地域)



利用者の 利便性の向上

自然/カヌー体験

- ・OTA予約へ対応している地域は、平成29年度の63から令和2年度の354へと約5.6倍に増加。
- ・Wi-fiへ対応している地域は、平成29年度の128から令和2年度の367へと<mark>約2.9倍に増加</mark>。
- ・洋式トイレへ対応している地域は、平成29年度の160から令和2年度の401へと約2.5倍に増加。
- ・ホームページ等で外国語対応を行っている地域については、平成29年度の108から令和2年度の273へと約2.5倍に増加。

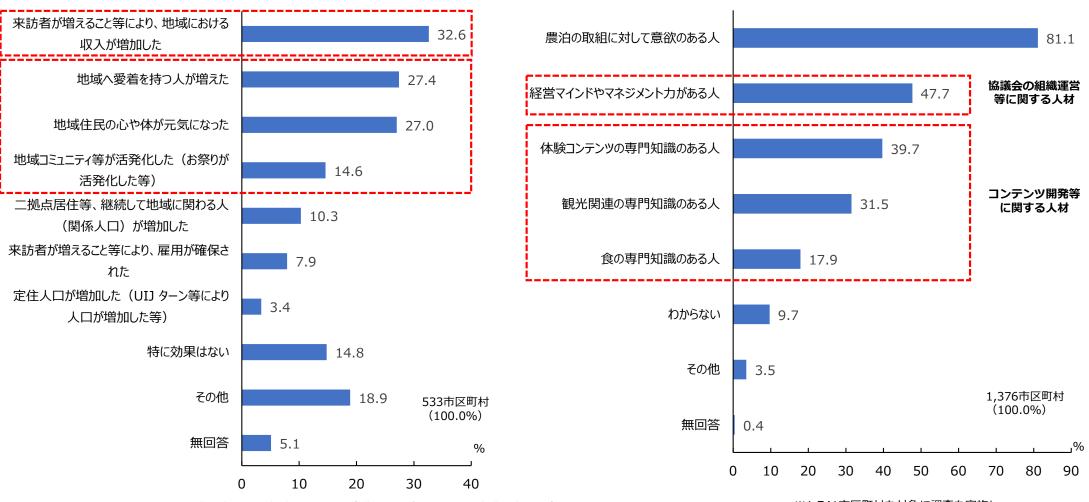


農泊に関する市町村の意識・意向調査結果

- ○令和3年度に農林水産省において、全国の市町村に対して農泊に関する統計調査を実施。
- ○農泊を実施している533市区町村のうち、農泊の実施により、**地域における収入が増加したとされる市区町村は約33%、地域の愛** 着・活力向上やコミュニティが活性化したとする市町村が約15%~27%であった。
- ○農泊の推進上、地域に必要な人材について、**経営マインドやマネジメント力がある人と回答した市区町村は約48%、その他専門知** 識を有する人材を必要と思う市区町村が約18%~40%であった。

農泊を実施したことによる地域への効果(複数回答)

農泊を推進する上で地域に必要だと思われる人材(複数回答)



出典:令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 農泊(農山漁村滞在型旅行)に関する意識・意向調査結果(農林水産省大臣官房統計部)を加工して作成 (https://www.maff.go.ip/i/finding/mind/attach/pdf/index-69.pdf)

※1,741市区町村を対象に調査を実施し、 1,376市区町村から回答

地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、企業版ふるさと納税(人材派遣型)など、 企業から農山漁村地域の市町村等に人材を派遣する制度が充実

■ 人材派遣への支援(基本スキーム)

特別交付税措置

地域活性化起業人

三大都市圏の民間企業等の社員を、地方公 共団体(市町村)が受入

- ○特別交付税措置(市町村) 受入経費(上限年間560万円(措置率1.0)/人)等
- ○人材派遣期間 6月~3年

特別交付税措置

地域プロジェクトマネージャー

三大都市圏の専門人材等を、地方公共団体 (市町村)が任用

- ○特別交付税措置(市町村) 任用経費(上限年間650万円(措置率1.0)/人)
- ○人材派遣期間 1年~3年
- ○市町村が実施する重要プロジェクトを推進

法人関係税軽減(R2.10~創設)

企業版ふるさと納税(人材派遣型)

企業の人材が、地方公共団体職員等として、 寄附活用事業に従事

- ○税額控除・・・寄附額の最大約9割の法人関係税を軽減
- ○派遣期間・・・地方公共団体と企業との協議

② メリット

○留意事項・・・寄附企業への経済的利益供与の禁止 等

企業と農山漁村地域のマッチング

民間企業 ② メリット

・人材育成・キャリアアップ、社会貢献



①人材の派遣

「地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、 企業版ふるさと納税(人材派遣型)

①人材の派遣

(企業版ふるさと納税(人材派遣型))

地方公共団体

② メリット

- ・専門的知識・ノウハウを活用
- ・外部の視点や経営感覚で取組を展開
- ・人件費の負担が少なく、人材を受入



財政上の支出

地域活性化事業を行う団体等

・専門的知識・ノウハウを活用

・寄附を活用した事業に従事し、取組を充実・強化

農泊地域

専門人材が従事する取組

- 必要な取組の検討
- 事業費財源の確保



- 事業の企画、立案
- 事業計画書作成



- 地域資源のコンテンツ化
- プロモーション

国の支援施策活用期間



企業での農泊の活用



事業メニュー・要件等詳しくは、お近くの農政局へご相談ください。

(ご相談は随時受け付けています。)

主たる事務所の所在地	連絡先	主たる事務所の所在地	連絡先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL:03-3502-8111 (内線5451、5447) FAX:03-3595-6340	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 TEL:075-414-9051(内線2417,2421) FAX:075-451-3965
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL: 022-263-1111 (内線4444、4185) FAX: 022-216-4287	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL: 086-224-4511 (内線2514、2525) FAX: 086-227-6659
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL: 048-600-0600 (内線3404、3411) FAX: 048-740-0082	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL:096-211-9111(内線4615、4628) FAX:096-211-9812
新潟県、富山県、石川県、 福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL:076-263-2161(内線3412、3419) FAX:076-263-0256	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL:098-866-0031(内線83336、83326) FAX:098-860-1194
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL: 052-201-7271 (内線2528、2521) FAX: 052-220-1681		

